

「都市計画公園・緑地の見直しガイドライン」の概要

● 策定の目的

富山県内では、県及び市町村が、379 箇所、約 1,994ha の公園・緑地を都市計画決定し、順次計画的に整備を進めてきました。しかしながら、その 4 割以上の約 828ha が未供用であり、この大半が当初の都市計画決定から 20 年以上を経過していることから、土地の所有者に長期にわたって建築制限を課しているなどの問題が生じています。

都市計画公園・緑地の整備状況 [H26. 3. 31 現在]

	都市計画決定	整備状況		
		全区域供用済	一部区域供用済	全区域未供用
箇所数	379 箇所	278 箇所	74 箇所	27 箇所
			計 101 箇所	
面積	1,994ha (100%)	[供用済] 1,166ha (58.5%)	[未供用]	828ha (41.5%)

一方、高齢化や人口減少の進行、防災・減災対策へのニーズの高まり、集約型都市構造への転換など、近年の社会情勢の変化に伴い、都市における公園・緑地等の公共空地に期待される役割は大きく変化しています。

このような情勢の変化を踏まえ、都市計画決定後、長期未供用である公園・緑地について、県や市町村が都市計画の見直しに取り組むための基本的な考え方を「都市計画公園・緑地の見直しガイドライン」として示したものです。

● 見直し主体

都市計画公園・緑地の見直しは、各市町村がそれぞれの地域特性等を勘案し実施します。なお、県立公園については、県が主体となって見直しを行います。

● 見直しの対象

未供用区域を含む都市計画公園・緑地（事業中の施設を含む）

県内 101 箇所（県決定 4 箇所、市町村決定 97 箇所） [H26. 3. 31 現在]

●見直しの方針・進め方

(1) 見直しの方針

適切な施設規模と配置がなされること及び都市全体で必要となる緑量等が確保されることを原則とするが、現在の社会経済情勢等を勘案しつつ、次の観点に留意し、計画的に見直しを進めるものとします。

① 公園・緑地の機能及び地域特性を踏まえた見直し

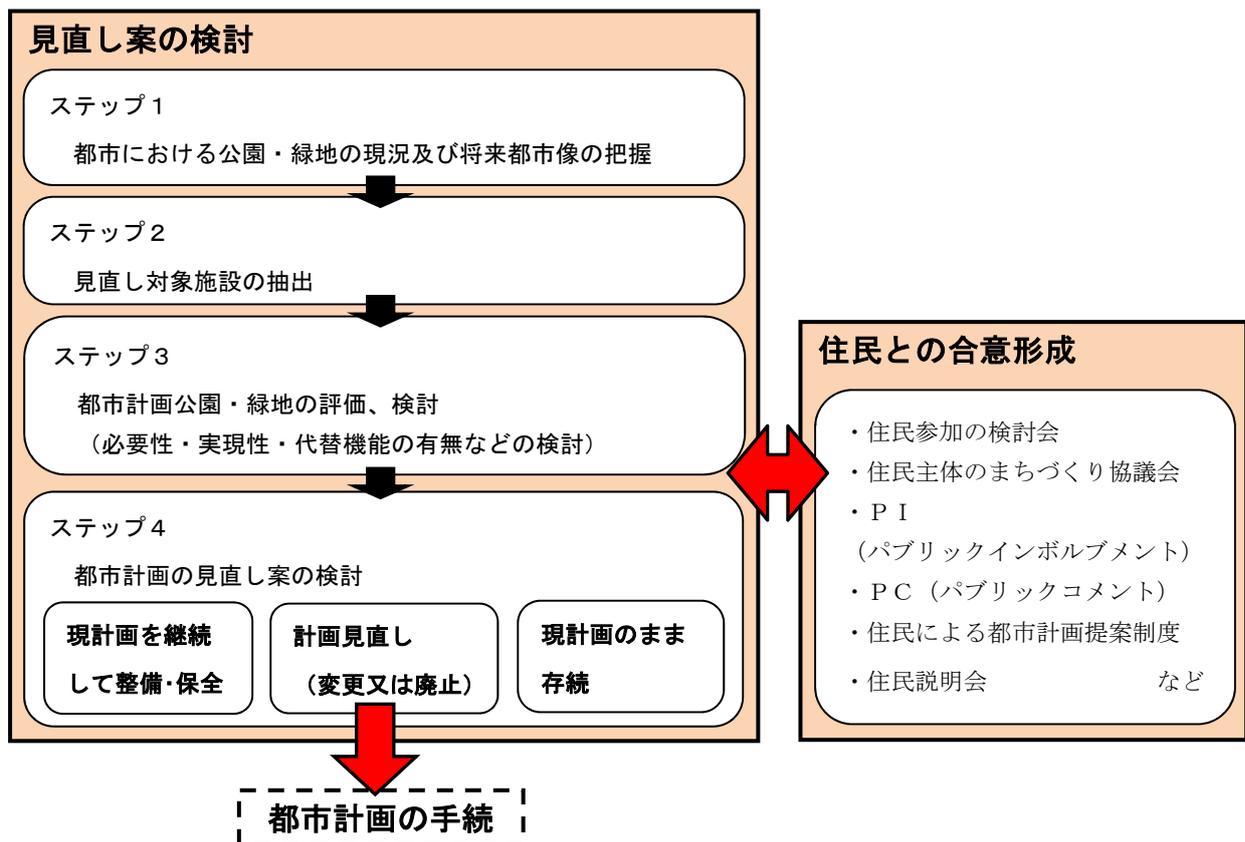
環境保全、景観形成、防災、レクリエーション等、都市計画公園・緑地が持つ機能や役割を十分に考慮する。また、都市や地域の特性を踏まえ見直しを行います。

② 住民の意向を踏まえた見直し

パブリックコメントや説明会の開催等、住民への周知及び意見を反映させるための措置を十分行い、地域住民の意向を踏まえた見直しを行います。

(2) 見直しの進め方

下記により、都市計画公園・緑地に関する都市計画の見直しを行います。



●運用上の留意事項

このガイドラインは、本県において共通する見直しにあたっての基本的な考え方をとりまとめたものであり、各市町村が地域特性等を勘案し、地権者をはじめとする住民等の理解を得ながら運用されることが望まれます。

また、見直しは速やかに行い、その後も社会経済状況を踏まえ実施するものとします。